

	項目	質問	回答
1	省エネ	省エネ仕様基準が簡単だと聞いたが、具体的にどうすればよいか。また、仕様基準のメリットは何か？	<p>「仕様基準に基づく仕様表作成ツール」に従って確認いただければ簡単に適合しているか確認することができます。仕様基準を活用する場合、以下のメリットがあります。</p> <p>①省エネ適判の申請が不要（確認申請の中で審査する）</p> <p>②面倒な計算なしで簡単に省エネ適合が確認できる</p> <p>仕様基準に基づく仕様表作成ツールを参照してください。</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/common/001872738.xlsm">https://www.mlit.go.jp/common/001872738.xlsm</a></p>
2	省エネ	仕様基準で省エネを適合させようと思うが、何を提出すればよいか。	<p>原則、以下の書類が必要になりますのでご用意ください。</p> <p>①省エネに関する仕様表（仕様基準の適合を確認できるもの）</p> <p>②評価した設備等の仕様が確認できるカタログ等</p> <p>※①の仕様表については、仕様基準に基づく仕様表作成ツール」をご活用ください。</p> <p>※②の具体的な一例として、以下に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関ドアの熱貫流率がわかる資料</li> <li>・ガス給湯器のモード熱効率等がわかる資料</li> <li>・エアコンの区分（い）などがわかる資料</li> <li>・比消費電力を求める根拠資料（換気の消費電力など）</li> </ul>
3	省エネ	省エネ仕様基準を使いたいが、設備でNGとなってしまう。何かよい方法はないか。	<p>住宅の場合「たすき掛けルート」を用いることができます。</p> <p>外皮＝仕様基準 設備＝標準計算</p> <p>のように面倒な外皮計算は仕様基準で計算不要とし、設備は計算によって適合させることができます。</p> <p>（設備選択の自由度が高い）</p> <p>注意点として、たすき掛けルートを用いる場合、省エネ適判が必要となりますのでご留意ください。</p>

	項目	質問	回答
4	省エネ	複合建築物（住宅と非住宅どちらも存在する建物）の計画をしているが、どのように省エネ適合させればよいのか。	複合建築物の場合、住宅部分と非住宅部分について、下記のいずれかの方法にて確認する必要があります。 ①住宅・非住宅どちらも計算によって確認 ②・住宅＝仕様基準によって確認 ・非住宅＝計算によって確認
5	省エネ	省エネ適判又は仕様基準で省エネ適合させたが、完了検査の際に何を検査されるのか教えてほしい。	完了時に提出いただく「省エネ基準工事監理報告書」に従って検査を行いますが、現地確認できるもの（設備関係など）に関しては整合しているか確認を行いますので設計通りに施工されているか確認の上完了検査申請を行ってください。具体的には設計時に評価したものを確認します。 以下は住宅の場合の具体的な検査項目です。 ・開口部＝仕様、寸法                      ・給湯器＝品番 ・エアコン＝品番、設置位置、台数 ・換気＝設置位置、台数                  ・照明＝設置位置、個数
6	省エネ	完了検査を申請する際、省エネの検査を受けると思うが、追加で提出しなければならない書類はあるか。 また、仕様基準で適合させている場合は書類提出は不要か。	住宅仕様基準、住宅標準計算、非住宅計算のいずれのルートでも完了検査時に省エネに関する検査を行います。 また、計算ルートに応じて完了時の提出書類は異なります。 ①省エネ基準工事監理報告書 ※以下5種類より該当するもの（住宅仕様、住宅計算、非住宅モデル、非住宅モデル小規模、非住宅標準入力の各様式） ②省エネ軽微な変更説明書 ※以下3種類より該当するもの（住宅仕様、住宅計算、非住宅の各様式） ※省エネ軽微な変更説明書については変更があった場合に限りです。